

2021年11月18日
北海道保健福祉部高齢者支援局
高齢者保健福祉課

北海道のケアラー支援の取組について

1. ケアラー・ヤングケアラーとは

ケアラーとは、

こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。

ヤングケアラーとは、

ケアラーのうち、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども（18歳未満）のことです。

※ 「ケアラー」は、一般社団法人日本ケアラー連盟による定義
「ヤングケアラー」は、国のヤングケアラー実態調査における定義

2. ケアラーの抱える問題

ケアラーは、

- 介護のために自分の時間を十分にとることができない
- 介護に専念するため心身の健康を損なったり、離職してしまうことがある
- 家族を介護することは当然との見方があるため、周囲の理解が得られず、社会から孤立していくことが心配される

2. ケアラーの抱える問題

特にヤングケアラーは、

- 家庭内のデリケートな問題で表面化しにくく、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気づくことができない
- 年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで子どもらしい成長や学びに影響することが懸念されている

3. 国や他の自治体の主な動き

令和2年3月 埼玉県が全国初のケアラー支援条例を制定

令和2年12月 厚生労働省と文部科学省が連携し、ヤングケアラー全国調査を実施

令和3年3月 栗山町が市町村として初めてケアラー支援条例を制定

令和3年3月 ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育のための厚生労働省と文部科学省の連携プロジェクトチーム立ち上げ

令和3年5月 国の連携プロジェクトチームとりまとめ報告

4. 北海道の取組

令和3年2月 庁内連携会議の設置

令和3年6月 有識者会議の設置
(構成：学識経験者、当事者、関係機関、
経済団体、労働団体、市町村)

令和3年7月 ケアラー実態調査の実施
(目的：道内のケアラー・ヤングケアラーへ
の支援方策を検討するため)

令和3年9月 実態調査結果の取りまとめ
知事が条例制定を表明
(第3回定例道議会代表質問)

5. 道のケアラー実態調査

○ 調査目的

支援を必要としているケアラーの早期発見や適切な支援につなげるための方策を検討するため、ケアラー本人が抱える悩みのほか、地域包括支援センターなどの関係機関における取組状況などを把握すること

○ 調査期間

令和3年7月27日から令和3年8月27日まで

5. 道のケアラー実態調査

【調査対象及び実施方法】

1. ケアラー

① 高齢者のお世話をしているケアラー

地域包括支援センター1カ所につき5名（要介護認定を受けている人で、サービス利用者4名、未利用者1名を目安）として、各市町村が対象者を選定・調査票配付。道へ郵送回答。

② 障がい者のお世話をしているケアラー

特定相談支援事業所1カ所につき3名（障害児相談支援を実施する場合は、障がい者2名、障がい児1名を目安）として、事業所が対象者を選定・調査票配付。道へ郵送回答。

③ 相談支援機関

道内の全ての地域包括支援センター、特定障害者相談支援事業所及び生活困窮者自立相談支援事業所に対し、道又は市町村から調査依頼。道のウェブサイト上で回答。

5. 道のケアラー実態調査

【ヤングケアラー】

① 生徒

札幌市立を除く道内の公立中学2年生及び公立高校2年生（全日制・定時制）。各学校経由で調査の実施を依頼。道のウェブサイト上で回答。

② 学校

札幌市立を除く道内の公立中学校及び公立高等学校に対し、調査の実施を依頼（市町村立学校は市町村教育委員会を經由）。道のウェブサイト上で回答。

③ スクールソーシャルワーカー

市町村が任用しているスクールソーシャルワーカーに対し、調査の実施を依頼（市町村が任用する者は市町村教育委員会を經由）。道のウェブサイト上で回答。

5. 道のケアラー実態調査

【高齢者・障がい者をお世話しているケアラー等】

区分	調査票配付(対象)数(A)	有効回答数(B)	回収率(B/A)
高齢者のお世話をしているケアラー	1,390	987	71.0%
障がい者のお世話をしているケアラー	1,515	447	29.5%
相談支援機関	832	416	50.0%

【ヤングケアラー】

区分	調査票配付(対象)数(A)	有効回答数(B)	回収率(B/A)
生徒	約5万	11,231	約22%
学校	691校	561	81.2%
スクールソーシャルワーカー	73人	46	63.0%

6. 道のケアラー実態調査結果

【高齢者のお世話をしているケアラーへの調査】

○ ケアラー自身の悩み

「自分自身のこと」（自身の健康や介護疲れ、ストレスなど）
の割合が最も高い 92.7%

○ ケアラーが求めている支援

「ケアラーが相談できる人や場所」 85.8%

「ケアラーの負担を軽減する支援」 82.7%

「ケアラーの精神的な支え」 75.2%

○ 自分のための時間

「まあまあとれている」 41.9%

「全くとれていない」 5.7%（約20人に1人）

○ 緊急時など代わりにケアをしてくれる人の有無

「誰もいない」 20.2%（約5人に1人）

6. 道のケアラー実態調査結果

【障がい者のお世話をしているケアラーへの調査】

○ ケアラー自身の悩み

「自分自身のこと」（自分亡き後の不安など） 97.3%

○ ケアラーが求めている支援

「お世話が必要な人への各種サービス」 90.6%

「ケアラーの負担を軽減する支援」 89.7%

「ケアラーが相談できる人や場所」 84.3%

「ケアラーの精神的な支え」 79.3%

○ 自分のための時間

「あまりとれていない」 42.3%

「全くとれていない」 6.7%（約20人に1人）

○ 緊急時など代わりにケアをしてくれる人の有無

「誰もいない」 14.0%（約7人に1人）

6. 道のケアラー実態調査結果

【相談支援機関への調査】

○ ケアラー支援に関する認知度

「全ての職員が知っている」 39.9%

○ 必要と考えるケアラー支援の内容

「ケアラーの早期発見と相談支援」 74.4%

「関係機関の連携などサービス提供体制の整備」 62.7%

○ 道や市町村に求める取組み内容

「相談窓口の設置、人材の養成・確保」 63.5%

「ネットワーク構築などサービス提供基盤の整備」 61.3%

6. 道のケアラー実態調査結果

【生徒の生活実態に関する調査】

○ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「内容を知っている」

中学2年生 9.6% 全日制高校2年生 14.2%

(うち、ヤングケアラー当事者の認知度)

中学2年生 11.3% 全日制高校2年生 18.6%

○ 学校生活への影響について

「自分の自由になる時間がない」

中学2年生 19.0% 全日制高校2年生 20.7%

「勉強する時間がとれない」

中学2年生 10.5% 全日制高校2年生 12.9%

○ 「ヤングケアラー」が世話の悩みについて相談した経験の有無

「ない」 中学2年生 81.5% 全日制高校2年生 79.3%

※ 「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高い理由

6. 道のケアラー実態調査結果

【学校及びスクールソーシャルワーカー（SSW）への調査】

○ 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

「言葉は知っているが学校として特別な対応はしていない」

中学校 51.6% 全日制高校 64.6%

○ ヤングケアラーへの対応状況

「学校以外の外部の支援につないだケースがある」 中学校 52.3%

「学校内で対応している」 全日制高校 64.1%

○ 必要と考えるヤングケアラー支援の内容

「教員がヤングケアラーについて知ること」

中学校 65.9% 全日制高校 47.6% SSW 95.7%

「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」

中学校 58.1% 全日制高校 42.7% SSW 80.4%

6. 道のケアラー実態調査結果



【有識者会議における意見】

<ポイント>

- 計画的にケアラー支援の取組を推進するため、道としての理念や考え方を整理し、ケアラーを支援するための条例を制定すべき
- ケアラー支援の必要性や困った時の相談窓口を、広く住民や事業者に知ってもらうことが必要
- まずはケアを必要としている家族を、公的サービス等の利用に繋げることが第一
- 特にヤングケアラーの場合、ケアが必要な家族にサービスが届いていない結果、子どもがケアを負担している可能性があり、子どもへの支援のみならず、支援が必要な大人の問題と捉えるべき
- 支援が必要なケアラーに気づいた人が、関係機関や相談窓口に関係構築される地域づくりが重要

7. 今後の取組

【条例制定に向けた情報発信】

道民の皆様幅広く周知できるよう、道のホームページに関連情報を掲載し、ツイッターやブログ等でお知らせをしています。

○ホームページ掲載内容

- ・有識者会議及び道議会における議論の状況
- ・ケアラー実態調査の調査票及び調査結果
- ・普及啓発用リーフレット
- ・困った時の相談先やケアラー支援関連サイト

(北海道 (高齢者保健福祉課) ケアラー支援情報掲載ページ)
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keara_shien.html

北海道 ケアラー支援 で検索

→ 条例 (素案) を今後公開予定
パブリックコメントを実施しますのでご意見をお寄せ下さい。

7. 今後の取組

【今後の施策の方向性（第5回有識者会議より）】

道の特性や地域の実情に加え、実態調査の実施結果、有識者会議や道議会での議論などを踏まえて、道のケアラー施策の方向性について検討・整理

[ポイント]

- ケアラー本人の自覚やケアラーに対する道民等の理解の促進
- ケアラーを早期に発見し、ケアラーとその家族等を適切な支援につなぐための相談支援体制づくり
- ケアラーとその家族等が安心して生活できる地域づくり